

秋田市訓令第2号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令

秋田市副市長事務分掌規程（平成14年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 鎌田副市長 総務部、企画財政部、観光文化スポーツ部、福祉保健部（保健所に限る。）、産業振興部、デジタル化推進本部および会計課に関する事務
- (2) 柿崎副市長 市民生活部、福祉保健部（保健所を除く。）、子ども未来部、環境部、建設部、都市整備部および上下水道局ならびに消防に関する事務ならびに市長以外の執行機関の職員に補助執行させている事務

第3条中「石井副市長および鎌田副市長」を「鎌田副市長および柿崎副市長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程の一部改正）

- 2 秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程（昭和48年秋田市訓令第

2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「鎌田副市長」を「柿崎副市長」に改める。

(秋田市不動産評価審査委員会規程および秋田市能力開発委員会規程の一部改正)

3 次に掲げる訓令の規定中「石井副市長」を「鎌田副市長」に改める。

(1) 秋田市不動産評価審査委員会規程(昭和48年秋田市訓令第13号)第3条第2項

(2) 秋田市能力開発委員会規程(平成3年秋田市訓令第6号)第3条第2項